

令和 8 年度第 1 回日本スポーツ少年団常任委員会
議事録

日時: 令和 8 年 5 月 18 日(月) 14 時 00 分～16 時 50 分

会場: JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 12 階 JSPO 大会議室「スタジアム」

※オンライン併用

出席者: 益子本部長、郡山、見城、萩原の各副本部長、生島、鹿野、松井、滝沢、山本、大森、住谷、伊藤、
原、杉山、小出、蒔田、小山、工藤の各常任委員(敬称略) 計 18 名

<委任> 池畑、行實の各常任委員(敬称略) 計 2 名

<欠席> 安田、望月の各常任委員(敬称略) 計 2 名

<事務局> 岩田常務理事兼事務局長、吉原地域スポーツ推進部長(少年団担当)、
永井課長(運営担当)、岩田課長(事業担当)、他少年団課課員 8 名

構成員の 2 分の 1 以上の出席【総数 22 名のうち出席 20 名(委任含む)】により会議成立。

(「日本スポーツ少年団設置規程」第 18 条第 3 項)

日本スポーツ少年団設置規程第 18 条第 2 項により、益子本部長を議長として議事に入った。

■議案

1. 令和 7 年度日本スポーツ少年団活動報告及び決算について

令和 7 年度の活動報告及び決算について諮り、いずれも原案のとおり承認。

本件については、令和 8 年 5 月 30 日開催予定の第 1 回委員総会に付議する。

なお、本決算は委員総会での審議を経て、令和 8 年 6 月 3 日開催予定の日本スポーツ協会(以下「JSPO」という。)第 2 回理事会及び令和 8 年 6 月 24 日開催予定の JSPO 定時評議員会において、JSPO 全体の決算として諮る予定であることを説明。

2. 令和 9 年度日本スポーツ少年団活動計画及び要望予算の編成について

令和 9 年度の活動計画及び要望予算の編成について、日本スポーツ少年団各専門部会での検討を踏まえ取りまとめた活動計画案に基づき、今後予算編成作業に入ることを諮り、これを承認。

また、当該作業の取り進めに際して、各補助元、助成元等との関係から、JSPO 全体の中でスポーツ少年団に関係する予算や事業規模の調整が必要となる場合、事業内容の変更や新たな取組を行う必要が生じる可能性があることから、これらの調整が必要になった際の対応については、本部長に一任とすることを併せて承認。

なお、各種調整や対応を行った場合は、その結果を反映させた活動計画案及びその活動計画案に基づく予算を、令和 9 年 1 月下旬から 2 月にかけて開催予定の令和 8 年度日本スポーツ少年団ブロック会議で説明し、最終的には令和 9 年 2 月 18 日開催予定の令和 8 年度第 4 回常任委員会及び令和 9 年 2 月 27 日開催予定の令和 8 年度第 2 回委員総会に諮ることを説明。

3. 日本スポーツ少年団登録料の改定について

スポーツ少年団の登録料の改定について、令和 8 年 4 月 7 日開催の第 3 回常任委員懇談会にて了承された以下の改定案について諮り、原案のとおり承認。本件については、令和 8 年 5 月 30 日開催

予定の第1回委員総会に付議する。

なお、第3回常任委員懇談会での協議を踏まえ、団員増に向けた施策および団員増に向けた広報PR強化策を検討することを今回の改定案に追加した。

(1) 改定額(案)

- 団員:300円→700円
- 指導者:700円→700円 ※改定なし
- 役員・スタッフ:700円→700円 ※改定なし

※登録料改定後は、常任委員会において毎年度の決算を審議する際、登録料改定の是非について協議すること、ならびにスポーツ少年団団員増に向けた施策および団員増に向けた広報PR強化策を検討することとする。

(2) 改定期限(案)

令和9年度登録から

(3) 改定理由

- スポーツ少年団を未来につなぎ、単位団がスポーツ少年団活動を続けられるようにするため
- 登録者の減少による登録料の減収
- 物価や人件費、輸送コストの高騰などによる費用の増加

<質問・意見等>

- ・ 登録料の改定について、近畿ブロックの会議にて説明をした。関係者は状況を理解しているものの、腑に落ちないところもある。こういった状況を考慮すると、丁寧な説明が必要となる。現場からの求めに応じて、説明のための決算などの資料を提供など丁寧な対応をお願いしたい。(山本委員)
- ・ 平成7年度の登録料改定時に、5年ごとの定期的な見直しを決定したにも関わらず、その検討をしてこなかった点を反省し、今後は毎年度の決算審議の際に、登録料の改定の是非について協議するとしている。具体的にどのように改定の是非を決定していくかという点についても説明が必要ではないか。検討をしていないということに気づく仕組みが必要ではないか。(生島委員)
- ・ 毎年度の事業報告・決算報告の協議に加えていく想定である。(事務局)
- ・ JSPO財務委員会や、JSPO内に設置している経営判断チーム会議等においても、検討するのはどうか。(岩田常務理事兼事務局長)
- ・ 毎年見直すこと、評価の指標を今年度検討していくのがよいのではないか。(見城副本部長)

4. 日本スポーツ少年団諸規程の改定等について

令和9年度に予定している個人登録の導入および登録システムの大規模改修に伴い、関連する規程の改定が必要となる。令和7年度第1回常任委員会にて承認を得た改定の基本的な改定の方針、今後の取り組みに基づき、以下の内容について説明し、これを承認。本件については、令和8年5月30日開催予定の第1回委員総会に付議する。

(1) スポーツ少年団ガイドライン(仮称)の策定

スポーツ少年団の理念、団員綱領、指導者綱領、活動に関する指針、都道府県・市区町村・単

位団の定義など、スポーツ少年団組織としての内容が現行規程に不足していることから、新たに「スポーツ少年団ガイドライン(仮称)」を制定し、ここに定める。

(2) 日本スポーツ少年団設置規程、スポーツ少年団登録規程、スポーツ少年団登録規程細則の改定に向けた方針

各規程に含む項目のうち、改定または新たに規定する項目を以下の3つの観点で分類した。

1) 登録システム改修に伴う改定

…システムの改修により必然的に規程への反映が発生する内容

2) 実態を明文化

…現在規程に記載はないが運用上はルール化されている内容や、規定されている内容と実態に乖離がある内容に関して、その内容を変更するのではなく現在の実態のまま改めて規程上に明文化するもの

3) 現行からの変更提案

…現在規定されている内容からの変更、または今回の改定にあたり新たに規定する内容うち、以下6点についてそれぞれ改定の背景と方向性を説明。

- ① 団旗・認定物品の取り扱い
- ② 単位スポーツ少年団の構成・登録要件の変更
- ③ スポーツ少年団登録における欠格事由の追加
- ④ 登録団の遵守事項および違反時の対応の追加
- ⑤ 団員の保護者の取り扱い
- ⑥ 指導者の登録要件に関する対応

(3) 今後の取り組み

今回の常任委員会での意見を踏まえ、今後具体的に規程(案)を作成し、必要な法的検証を行った上、規程改定案を改めて常任委員会にて審議を行う。

また、今回の改定に反映するものではないが、スポーツ少年団の名称変更に関する今後の取り組みの方向性についても併せて説明。

<質問・意見等>

- ・ 資料の日本スポーツ少年団の位置付けの図にて、都道府県・市区町村・単位スポーツ少年団が横並びで示されているが、実際には縦の関係性のため、資料の内容で提示すると誤認が起こるのではないか。(鹿野委員)
- ・ 現規程では、全国のスーポーツ少年団によって構成し、その代表が日本スーポーツ少年団であると規定されている。現行のガイドブック「スーポーツ少年団とは」等における記載はすべて縦の関係性で図示しているが、規程の表現からすると横並びの形がより適切である可能性も考えられ、今回の見直しを機に改めて整理する必要性を感じたことからの今回このような形で提案した。横並びの図式を展開すると混乱が生じるであろうことは認識している。登録の流れの関係性と実際のスーポーツ少年団を構成する団体としての関係性、また実態と規程の内容等さまざまな要素を複合的に検討する必要があると考えている。(事務局)
- ・ ガイドラインでしっかりと位置づけてほしい。縦の関係性では支障が生じる。単位スーポーツ少年団は団として市区町村スーポーツ少年団に登録し、都道府県スーポーツ少年団・日本スーポーツ少年団に登録という流れがあるが、今後個人登録となると事情が異なる。「まずはスーポーツ少年団の団員は日本スーポーツ少年団に直接登録をする。日本スーポーツ少年団に登録した団員をもって構成し、日本ス

スポーツ少年団に認定された単位スポーツ少年団は市区町村スポーツ少年団に登録ができ、そして市区町村スポーツ少年団は都道府県スポーツ少年団に登録する」と整理しないと、市区町村スポーツ少年団にのみ登録し日本スポーツ少年団には登録しないといった考え方が横行してしまう可能性がある。日本やブロック、都道府県単位ではすべての単位スポーツ少年団の実施競技をカバーする事業が展開しきれていないが、市区町村単位では施設の優先利用や補助金の受領等の登録メリットが存在する場合がある。このことから、前述のように「団体としての登録」と「個人としての登録」を整理すべきと考える。市区町村スポーツ少年団が日本スポーツ少年団と異なる登録要件や大会への出場要件を定める余地もできてしまうため、日本の規定が重んじられるようガイドラインにしっかりと明記してほしい。(見城副本部長)

- ・ これまで縦の図式になっていたのは、登録料納入や文書発信の流れが、並列ではなく単位スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団の順序に基づいていたことに由来するのではないか。今後個人登録となると、日本スポーツ少年団が規定する要件を満たし認定された単位スポーツ少年団をもって市区町村スポーツ少年団を組織する流れとなる。日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団の関係性を整理しておく必要があると共に、図式化にあたっては、今後は個人という観点もしっかり明記した形で表さなければ混乱が生じる。(小出委員)
- ・ 日本スポーツ協会と都道府県スポーツ協会、市区町村スポーツ協会との組織図は縦で表されるため、少年団だけ横だと違和感があるかもしれない。そういったことにも鑑み、もう少し議論が必要と考える。(岩田常務理事兼事務局長)
- ・ 単位団の人数構成「単位スポーツ少年団は、団員複数名と指導者 2 名以上で構成されるものとする」について、人数要件(いずれも 2 名以上)としては同一に関わらず、団員と指導者で表現が異なるのは理解しづらい。また、ペナルティとは具体的にどのような対応を想定するのか。(鹿野委員)
- ・ 「複数名」と表現したのは、それぞれの団の活動内容や実態によって最低人数の考え方は異なるはずであるという考えからである。指導者も同じ考え方をすることができると、団員・指導者いずれも「複数名」で揃えることが、異なる表現によるわかりづらさを解消し、且つより実態に合わせやすい対応と考える。ペナルティとしては、登録・認定によって得られる権利の喪失、または一時的な停止等をイメージしている。加えて、日本・都道府県・市区町村スポーツ少年団として当該団を「スポーツ少年団」として認知するかどうか等も観点のひとつとなると想定しているが、いずれにせよその団体での活動自体を制限するものではない。(事務局)
- ・ 単位団の人数要件を満たさなくなった場合の団登録解除について、大会の参加資格確認等との関連性もあるため、都道府県・市区町村にも通知が必要ではないか。(鹿野委員)
- ・ 当該単位スポーツ少年団、所属の市区町村スポーツ少年団への事前通知に加え、都道府県スポーツ少年団にも通知できるよう対応する。(事務局)
- ・ ペナルティ導入にあたっては、経過措置を設けるのが一般的である。(見城副本部長)
- ・ 結局人数構成についてはどのように表現するのか。
また確認だが、ペナルティについて、活動は制限しないがスポーツ少年団登録団としては認知しないという理解で良いか。(大森委員)
- ・ この場では少なくとも 2 名以上必要であるという総意は確認できたため、表現方法については具体的な改定案の作成までに引き続き検討したい。ペナルティについては、登録している団としていない団の違いをより明確にするために、登録・認定に伴い認めている権利は利用できなくなるという対応で線引きすることを想定していた。段階的な対応とするかどうかも含め今後慎重に検討する。(事務局)

- ・ 単位団の事務担当者 2 名以上を必置にすること、単位団規約を作成し登録時に添付すること、単位団におけるスポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)のセルフチェック・公表の実施等については、令和 9 年度からの実施を想定しているのか。その場合、令和 9 年度からの導入をアナウンスしてから実際の導入までの準備期間が短いのではないか。(鹿野委員)
- ・ 令和 9 年度からの導入を予定しシステムの開発を進めている。(事務局)
- ・ 登録システムの準備ができたとしても、現状団規約が無い単位団は規約の策定自体にある程度準備期間が必要となる点を懸念している。早めの周知が必要である。(鹿野委員)
- ・ 日本スポーツ少年団第 11 次育成 5 か年計画(アクションプラン 2023-2027)では、2027 年度末までにスポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)の遵守状況の自己説明・公表率を 100%とすることを掲げ、動いてきているため、令和 10 年度登録から公表必須化の対応というならば理解できるが、登録システムの改修の都合に合わせて、一度に周知し、予定を前倒し令和 9 年度から必須化すること、またその準備ができなかったからといってスポーツ少年団として認めないということは少し乱暴ではないか。単位団代表者がセルフチェックに入力するだけならばすぐにできるが、単位団のメンバー全員で話し合ってセルフチェックを行うには期間が十分でないように感じる。周知期間やすべての単位団のメンバーの理解を得る期間等を考慮したスピード感とすべきではないか。一方、スポーツ少年団の名称変更に関しては、2027年度までの 5 か年計画に含まれているのにも関わらず、2030 年度を目途とするのは理解できない。今ある計画の重みや位置づけを事務局としてどのように捉えているのか疑問に思う。(伊藤委員)
- ・ スポーツ少年団の名称について、スポーツ少年団という名称を維持することも構わないが、総合型地域スポーツクラブとの連携の動き、また部活動の地域展開での動きもしっかりと考慮した上で検討していく必要があるだろう。(見城副本部長)
- ・ 日本スポーツ少年団第 11 次育成 5 か年計画(アクションプラン 2023-2027)に関しては、ひとつひとつ進めていくことは前提にありつつ、現在複雑な状況下にあるため、項目によっては遅れが生じているものや動向を見定めなければならないもの、本日の議論によって左右されるものもあると考えている。スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)の遵守状況の自己説明・公表については、登録システムの仕組みを用いてまずは 100%を達成するが、質的な課題は残ると認識しているため、公表内容の分析等も活用し質的向上のための対応を取り進めていきたい。スポーツ少年団の名称についても、アクションプラン策定時から子どものスポーツをめぐる状況が大きく変化しているため、「変えること」だけが目的として先行しないよう、現在の総合的な状況を踏まえた変更時期の再検討が必要と考えている。2030 年度目途と記載しているが早まる可能性もあると認識している。(事務局)
- ・ スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)のセルフチェックは、自己点検が主目的であるため、チェック時点で対応できていないことは対応できていないと記載すればよい。各団体が現在の立ち位置を確認するためのもので、改善するのはその後の段階となるため、準備期間は特段不要と考える。スポーツ少年団の名称については変えるならば早く変え、総合型地域スポーツクラブとの連携状況により名称変更の必要性が出た場合はその時に考えれば良いのではないか。(小出委員)
- ・ 日本スポーツ少年団第 11 次育成 5 か年計画を尊重し、見直し修正していくという手順で整理するのが良いと考えている。(岩田常務理事兼事務局長)
- ・ 少年団登録における欠格事由について、事実を確認する術がないため、自己申告の内容を信用するという認識で良いか。(鹿野委員)
- ・ 自己申告のため性善説を取るという考え。しかしながら、虚偽の申告が発覚した場合、そのことに

ついて指摘できる体制をとることをもって欠格事由への対応としたい。(事務局)

- ・指導者の学びや登録要件に関して、反対ではないが、全国スポーツ少年団指導者協議会が年 1 回の開催のため、全国指導者協議会での意見を踏まえて決定いただきたい。今回の常任委員会や令和 8 年度第 1 回委員総会ですべて決まったという形ではなく、指導者協議会の意見を取り入れられる余地を残した状態で 6 月開催の全国スポーツ少年団指導者協議会にて説明を行ってほしい。(伊藤委員)
- ・令和 8 年度第 1 回委員総会で令和 9 年度からの改定を決定するのは重要である。しっかりと決めたスケジュールは遵守し対応し、約一年の猶予期間で各所に周知・説明していく、と分けて考えた方が良いのではないか。(見城副本部長)
- ・スポーツ少年団登録を行ってなくても「スポーツ少年団」という名称を使えることについて、現在制限やペナルティが無いが、今後提供権利等の検討の際併せて整理の必要があるのではないか。(伊藤委員)

5. 次期日本スポーツ少年団役員(本部長・副本部長)候補者選定委員会の設置について

次期本部長及び副本部長の候補者選定のため、「日本スポーツ少年団役員(本部長・副本部長)候補者選定委員会」を設置することについて説明し、提案のとおり承認。本委員会の委員については、常任委員会にて改めて協議を行う。

6. 令和 8 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会の開催について

令和 8 年 5 月 30 日開催の令和 8 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会は、資料の次第(案)に基づき、議案 6 点及び報告事項 6 点とすることについて諮り、これを承認。

なお、委員総会当日までに議案の追加等が必要になった際の対応については、本部長に一任とすることを併せて承認。

7. エンジョイ！スポーツフェスティバル開催基準要項の改定について

エンジョイ！軟式野球フェスティバル開催時期変更と、それに伴うエンジョイ！スポーツフェスティバル開催基準要項の改定について説明し、原案のとおり承認。

開催基準要項の改定について、今後文言等の軽微な修正等が生じた場合は、本部長および事業を所管する活動開発部会長に一任することを併せて承認。

〔改定内容(軟式野球の開催時期及び期間)〕

- 現行
8 月上・中旬の夏休み期間中 3 泊 4 日
- 改定(案)
原則として 8 月の夏休み期間中または 9 月から 11 月の連続した土、日、祝日の 4 日間
※ただし、9 月から 11 月の開催で、4 日間の連続した土、日、祝日がない場合は 3 日間の日程とすることができる。

〔開催時期変更の主な理由〕

- 近年の全国的な酷暑による熱中症発生リスクを考慮するため。
- 開催地により、ナイター設備のある球場数や暑さ指数(WBGT)の推移状況が異なり、試合形態

や実施内容が大会ごとに異なるため。

8. 令和 8 年度日本スポーツ少年団顕彰について

日本スポーツ少年団顕彰要綱及び同施行基準に基づき、都道府県スポーツ少年団から推薦があった 30 都府県 58 市区町のスポーツ少年団及び 43 都道府県 119 名の登録者を表彰することを諮り、原案のとおり承認。氏名確認などで修正が生じた場合や推薦者の追加、取り下げ辞退などが生じた際の対応は、本部長に一任することを併せて承認。

また、退任者に対する感謝状の贈呈は、従来同様、各都道府県スポーツ少年団本部長にその手続きを委任し、年度末の一括報告をもって取り進めることについて併せて承認。

9. 令和 8 年度生涯スポーツ功労者表彰の推薦について

文部科学大臣が表彰する生涯スポーツ功労者表彰の候補者として 5 県 10 名をスポーツ庁に推薦すること、今後推薦手続き及び審査過程において、候補者の推薦に係る確認事項等が生じた場合の対応を本部長に一任することを併せて承認。

なお、推薦の対象となる郡山副本部長は、議決を回避した。

〔令和 8 年度生涯スポーツ功労者表彰 候補者〕

ブロック	都道府県	氏名	性別	指導歴
北海道・東北	宮城県	郡山 孝幸	男性	41 年
		只野 良子	女性	32 年
関東	山梨県	川田 春雄	男性	24 年
		江口 早百合	女性	16 年
北信越・東海	福井県	和田 清美	女性	30 年
		戸川 隆	男性	28 年
近畿・中国	山口県	佐竹 博	男性	34 年
		正村 眞弓	女性	40 年
四国・中国	大分県	石井 裕克	男性	48 年
		由見 由美	女性	22 年

10. 令和 8 年度社会教育功労者表彰の推薦について

文部科学大臣が表彰する社会教育功労者の候補者推薦については、同省の推薦基準及び日本スポーツ少年団の推薦基準に基づき今後候補者選定を行い、基準に沿った候補者がいる場合は該当者を文部科学省に推薦することとし、その手続きについて本部長に一任とすることを諮り、これを承認。

■報告事項

1. 令和 7 年度第 4 回日本スポーツ少年団常任委員会の議事録について

議長から令和 8 年 2 月 27 日開催の令和 7 年度第 4 回常任委員会について、資料のとおり議事録を作成したことを報告。

2. 令和 7 年度エンジョイ！剣道フェスティバル 2026 の終了について

令和 8 年 3 月 28 日から 29 日に富山県にて開催した、「エンジョイ！剣道フェスティバル 2026」について、概要および参加者に対して実施したアンケートの集計結果を報告。

<質問・意見等>

- ・ 和やかな雰囲気の大会であった。また、白熱した試合が多く、特に団体戦の決勝では、大将戦で結果が決まる緊迫した状況のなか、両大将が正々堂々と試合を行っていた。(蒔田委員)

3. ジュニア・ユース大会レギュレーションについて

令和 7 年度よりエンジョイ！スポーツフェスティバルへ導入したジュニア・ユース大会レギュレーションに関する参加者アンケートの結果および指導者・保護者向けのジュニア・ユース大会レギュレーション普及啓発資料を作成したことを報告。

4. スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブとの連携体制の構築について

スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブとの連携体制の構築に向けた取組の検討状況を報告するとともに、連携促進による必要性やメリットの認知拡大への取組として作成をした都道府県・市区町村・現場レベル向けの普及啓発資料(暫定版)について報告。

5. 令和 7 年度日本スポーツ少年団顕彰の終了について

令和 7 年度日本スポーツ少年団顕彰について、14 県 25 名の退任者に対して感謝状を贈呈したことを報告。

6. 日本スポーツ少年団第 11 次育成 5 か年計画(アクションプラン 2023-2027)のフィードバックについて

アクションプラン実行ワーキンググループで行われた令和 7 年度の進捗状況について以下の評価がなされた。引き続き、年次ごとに各施策の取組予定・実績等の進捗管理を行い、アクションプラン 2023-2027 の着実な実行に向けて取り組んでいく。

- 目標達成に向け概ね順調に進んでいると評価:3 施策
- 遅れがあるが取組予定の見直しによる進捗改善を期待:12 施策
- 評価指標等からみえる進捗が大幅に遅れており取組予定の抜本的修正が必要:5 施策
- 目標達成に向けて施策そのものを変更することを要検討:1 施策

7. 専門部会およびワーキンググループ等の報告について

各専門部会及びワーキンググループ等における協議概要を以下のとおり報告。

<指導育成部会>

第 1 回(令和 8 年 4 月 24 日)

(1)令和 9 年度日本スポーツ少年団活動計画(案)について

(2)少年団登録システム大規模改修に伴う指導者要件等について

<広報普及部会>

第1回(令和8年4月23日)

(1)令和9(2027)年度日本スポーツ少年団活動計画(案)について

<活動開発部会>

第1回(令和8年4月21日)

(1)令和9年(2027)年度日本スポーツ少年団活動計画(案)について

(2)令和9年度以降のエンジョイ！軟式野球スポーツフェスティバルの開催時期の変更および開催基準要項の改定について

(3)日独スポーツ青少年同時交流

①2026年日独スポーツ青少年同時交流日本団団長団・日本団の編成について

②引率指導者の今年度の対応および来年度以降の参加条件について

③コンピテンシー調査の実施について

<日本スポーツ少年団リーダー養成ワーキンググループ>

第1回(令和8年3月23日)

(1)令和7年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクールのフォローアップ研修対象者の評価について

(2)令和8年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクールのプログラムについて

(3)その他

<ジュニア・ユーススポーツ推進プロジェクト>

第1回(令和8年4月14日)

(1)日本スポーツ少年団の位置づけについて

(2)スポーツ少年団関係規程の整理について

第2回(令和8年4月28日)

(1)スポーツ少年団関係規程の整理について

(2)その他

<アクションプラン実行ワーキンググループ>

第1回(令和8年5月15日)

(1)日本スポーツ少年団第11次育成5か年計画(アクションプラン2023-2027)の進捗について

(2)その他

8. ブロック報告について

特になし

9. その他

■スポーツ少年団事業概要動画 国内交流編の完成について

スポーツ少年団事業概要動画第5編として、JAPAN GAMES JUNIOR & YOUTH やエンジョイ！スポーツフェスティバル等について紹介する「国内交流編」が完成したことを報告。

■JSPO 公認スポーツ指導者制度更新研修における単位制の導入について

JSPO 公認スポーツ指導者の資格更新にあたっての更新研修において、研修の指定および必要単位数を明記する改定がされたことを報告。

- 令和 7 年度ミズノスポーツメントール賞について

スポーツ少年団関係者として宮城県の大村敬逸氏がミズノスポーツメントール賞を受賞したことを報告。

- 全国スポーツ少年団ホッケー交流大会について

令和 8 年度から大会名称を「全国 U-12 ホッケー交流大会」として開催すること、参加者の参加機会拡大を目的とし、令和 8 年度からスポーツ少年団登録が必須から推奨へ変更となったことを報告。

- 令和 8 年度日本スポーツ少年団会議の開催日程について

令和 8 年度の日本スポーツ少年団常任委員および委員総会の会議日程を報告。

以上、16 時 50 分閉会。